



※冊子のP9-13は、2色刷りになっています。

旧正月

テーマ 子ども議会の振り返り

市長 約27年ぶりの子ども議会ということで子ども議員の皆さんから率直な一般質問をしていただいて本当によかったと思います。非常に緊張しただろうなと思ってはいるんですけど、なかなかできない体験なので、ぜひこれを次のステップに生か

子ども議会を体験して

糸満市では、市長をはじめ、市民や関係者が出席し、まちづくりなどについて、その思いや意見を述べ合う場として毎年座談会を開催しています。今年の座談会は、2月9日に開催された糸満市市制施行50周年記念事業「糸満市子ども議会」に参加した子ども議員6人に集まっていたいただき、子ども議会の感想や子ども議会の場では伝えられなかったことについて市長と語っていただきました。

親泊 私は、何か新しいことに挑戦したいと考えていて、ちょうど先生から子ども議会に「挑戦してみないか」って打診されて、どうせならやってみようと思って挑戦しました。議会が終わって、友達がそれを見てくれて「かっこよかったよ」って言われて嬉しかったです。

大城 まず私が子ども議会をやってみたくて思ったのは、最初に先生から「やってみないか」って誘われたんですけど、議会をやるって自分からやろうと思わないとできないし、一生に一回できるかできないかぐらいの経験なので参加することになりました。子ども議会で緊張しすぎて他のことでは緊張しなくなりました。

座談会

税についてのお知らせ

☎ 税務課市民税係
☎ 840-8128

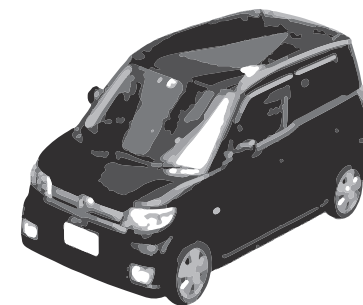
軽自動車税に関すること

■ 軽自動車税の登録・抹消について

軽自動車税は毎年4月1日現在の車両所有者に課税されます。譲渡、廃車、盗難などによって車両を所有していない人は、必要な手続きをとらないと所有者（納税義務者）として納付書が送付され、税金を負担しなければいけません。心当たりのある人は、早めに手続きを行ってください。

〈手続き場所〉

原付バイク等(125cc以下)	税務課 ☎ 840-8128
軽二輪バイク(125cc以上)	陸運事務所 ☎ 050-5540-2091
軽自動車(四輪)	軽自動車協会 ☎ 050-3816-3126



■ 小型特殊自動車を所有している方へ

小型自動車税に該当する建設用自動車および農耕作業用自動車(常用装置があり、最高時速35km未満のトラック、田植え機、農業用薬剤散布車など)は、申告に基づき軽自動車税が課税されます。申告がまだの人は、早めに申告をしてください。

原付バイクの名義登録変更等について



譲渡等により原付バイクの所有者名義が変更になる場合は、税務課で手続きが必要になります。インターネットの普及によりネットでの売買(譲渡)が多く見受けられ、売り手と買い手同士の連絡先が分からないケースがあります。税の公平性の観点から適切な処理を行う必要があるため、お互いの連絡先などについては必ず確認してください。なお、名義変更の手続きには譲渡(販売)証明書が必要です。

確定申告について

市役所での確定申告は、3月15日(水)まで

確定申告の受付が、2月16日(木)からスタートしています。申告受付最終日となる3月15日(水)および最終週(12日～14日)は大変混雑することが予想されるので、早めの申告をお願いします。また、申告書は、郵送で提出することもできるので、郵送による申告にもご協力ください。3月16日(木)以降に、市民税・県民税申告書を糸満市に提出する場合は、6月1日以降の受付となりますのでご注意ください。申告に関する詳細については、広報いとまん1月号に記載されていますので、そちらも確認してください。

申告会場 市役所2階市民ギャラリー
休日受付 3月12日(日)

■ さあ、「おうち」でスマホ、e-Tax!

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取に対応したスマートフォンがあれば、自宅で申告書の作成から、e-Tax(ネット申告)による送信(提出)ができます。

スマホのカメラで、源泉徴収票を撮影すれば金額などが自動入力!

スマホ専用画面の対象範囲が拡大しました!

確定申告
特集ページ

